

令和 7 年度 ダイレクター実施要項

令和 7 年 4 月 1 日改訂
スポーツ振興課

1 目的

各競技団体にダイレクターを適正に設置し、全国・世界レベルの競技者を育成する。
また、各競技団体の強化組織体制を整備し、競技力向上対策の企画と推進により競技力の向上を図る。

2 ダイレクター要件

- (1) 当該競技団体の強化責任者となる人材で、競技力を全国や世界レベルに到達させることに情熱を持った者であること。
- (2) スポーツ医・科学及び I C T の活用や競技力向上に必要な要素をシステム化するための専門的な知識を有することが望ましい。
- (3) 積極的に現場調査を行い、現場の声を強化事業に反映できる存在であること。
- (4) 当該競技団体会長の承認を得た者であること。

3 対象団体及び設置人数

(公財)群馬県スポーツ協会加盟競技団体とする。原則 1 団体あたり 1 名を設置する。

4 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

5 委嘱

当該競技団体会長からの推薦に基づき、群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部長が委嘱する。

但し、県、県教育委員会及び県スポーツ協会が任務の遂行に適さないと判断したときは、相互の協議のうえ委嘱期間中でも解職することができる。

6 活動

- (1) 競技団体の組織と体制を整備し、競技力向上対策を具体化するための年間計画、短期・長期対策を策定する。
- (2) 当該競技団体の強化事業を企画し、積極的に現場調査を行い現場指導者に助言をする。
- (3) 県、県教育委員会・県スポーツ協会・中央競技団体の開催する会議・研修会に参加し、情報交換や研修に努める。
- (4) 定期的に競技力向上対策や結果について評価・分析する。

7 活動費

- (1) ダイレクターの謝金は、1 人年額 4 0 0 , 0 0 0 円を上限とする。
但し、事情によってあらかじめ本人の同意のもとに支給しないこともある。
- (2) 活動費の支払いは、群馬県が競技団体に交付する競技力向上対策費補助金から事務局経由で本人への口座振込とする。

8 具体的業務内容（合計業務時間：120 時間／年間を想定）

- (1) 選手育成事業に係る業務（最大 20 時間程度／年間を想定）
競技団体内のジュニア選手育成や一貫指導体制の構築に関する業務
 - ・ロードマップの作成
 - ・年間スケジュールの作成

- ・強化選手や強化担当の指導者の管理 等
- (2) 指導者育成事業に係る業務（最大 20 時間程度／年間を想定）
- ・新規指導者育成や上級指導者への研修等の管理
 - ・上級指導者を招聘しての指導者資質向上のための啓発 等
- (3) 科学的トレーニング活用事業に係る業務（最大 40 時間程度／年間を想定）
- ・強化選手への健康診断や体力測定の実施調整
 - ・科学的トレーニングの啓発
 - ・医科学担当者・サブダイレクターとの連携 等
- (4) 競技団体組織の運営に係る業務（最大 40 時間程度／年間を想定）
- ・自主財源確保に向けた団体運営業務 等